

試掘及び発掘調査に関する注意事項

- 1 試掘調査は、該当地の埋蔵文化財の有無や性格、範囲を確認するため、町教育委員会が主体となって実施する調査です。発掘調査は工事等により遺跡が破壊されてしまう場合に事前に記録保存を行うための調査になります。下記の注意事項を了承のうえ、「土地発掘承諾書」を1部提出して下さい。
- 2 試掘、発掘調査による出土遺物については、基本的に権利を放棄していただき、諸手をさせていただきます。後日調査実施時の土地所有者に通知が行く場合があります。出土遺物の権利を放棄したくない場合は別途協議をお願いします。
- 3 基本的に試掘、発掘調査に際し、近隣に事前通知等はいませんので、必要な場合は申請者等においてお願いいたします。特別注意が必要な場合は別途協議をお願いします。
- 4 試掘、発掘調査を実施した箇所は、可能な限り圧をし埋め戻しをしますが、調査前と同じ状態にはならないことをご了承をお願いします。このことを考慮の上実施箇所、調査方法の協議をお願いいたします。
- 5 申請者等の調査時における立合に関しては申請者等のご都合でお決め下さい。特に立合が無くても実施いたします。

問い合わせ

寒川町教育委員会生涯学習課
生涯学習担当

TEL0467-74-1111 内線 532